

平成 21 年 4 月 9 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、会員における上場適格性に係る調査体制の整備等に伴う制度改正を行います。概要は次のとおりです。

「会員における上場適格性に係る調査体制の整備等について」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 21 年 4 月 21 日（火）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 21 年 4 月 21 日（火）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 21 年 4 月 21 日（火）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

会員における上場適格性に係る調査体制の整備等について

平成21年4月9日

証券会員制法人 札幌証券取引所

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|--|---|
| I. 趣旨 | <p>本所は、幹事会員の本所市場への上場適格性に関する調査の水準を維持・向上させる観点から、幹事会員に対して社内規則の制定その他の必要な措置を講じて上場適格性調査体制を整備することを求めることとし、また、会員における不公正な取引を防止するための売買管理体制の整備の一環として、会員が自己の計算による売買（以下「自己売買」といいます。）についても適切な売買管理体制を整備することを求めることとするなど、定款等を一部改正し、所要の整備を行うこととします。</p> | |
| II. 概要 1. 会員における上場適格性に係る調査体制の整備 (1) 上場適格性に係る調査の実施 ① 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会員は、有価証券の発行者が上場申請を行う際に提出する推薦書その他の有価証券上場規程に基づき幹事会員が作成することとされている書類の作成にあたり、予め上場申請者（その企業グループを含む。）の経営者の識見、内部管理体制及び業績その他の上場適格性に係る調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うことを規則上明確化します。 ・ 幹事会員が行うべき上場適格性調査の内容は、以下のとおりとします。 ・ 幹事会員は、上場申請予定の有価証券が、有価証券上場規程に定める上場審査基 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会員とは、上場申請者の幹事証券会社である会員をいいます。 ・ 上場適格性調査は、株券を対象として行うこととします。 ・ 上場適格性調査は、上場審査基準に適 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>② 監査人からの意見聴取</p> <p>③ 幹事会員の交代等があった場合の対応</p> <p>④ 上場日までの企業動向の把握</p> <p>(2) 上場適格性調査の独立性の確保</p> | <p>準に適合する見込みがあるかどうかについて、上場適格性調査を行うものとします。</p> <p>・ 幹事会員は、財務情報に関連する事項について上場適格性調査を行う場合には、上場申請者の財務計算に関する書類について監査を行う公認会計士又は監査法人から意見聴取を行うものとします。</p> <p>・ 幹事会員は、上場適格性調査を行うに当たって、事前に上場申請者が指名を予定していた幹事会員の交代、選任していた若しくは選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた金融商品取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該上場申請者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとします。</p> <p>・ 幹事会員は、上場申請後、上場日までの間に、上場申請者において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事項が認められた場合には、当該事項に係る内容を本所へ報告するものとします。</p> <p>・ 幹事会員は、上場適格性調査を的確に遂行できる人的構成を確保するとともに、独立した意見形成を行うために、次に掲げる事項のすべてを満たす組織体制を構築するものとします。</p> | <p>合する見込みがあるかどうかについて、合理的な根拠をもって説明しうる程度に行うことを求めることとします。</p> <p>・ 調査項目となる有価証券上場規程に定める上場審査基準のうち、実質的な審査に係る基準及びその取扱いについては、別表に掲げるとおりです。</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------------|--|---|
| <p>(3) 社内規則等の整備</p> | <p>① 上場適格性調査部門を設置すること。</p> <p>② 上場適格性調査部門において上場適格性調査業務を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場申請者に対する指導業務に携わらないこと。</p> <p>③ 上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進部門及び上場指導部門を担当しないこと。</p> <p>・上記の要件をすべて満たしていない場合でも、独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されていると本所が認めた場合には、上記の組織体制を構築しているものとみなします。</p> <p>・幹事会員は、適正な上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を、社内規則等に定めることとします。</p> <p>・幹事会員は、上場適格性調査を行った結果、推薦書その他の書類の作成を行った場合には、次に掲げる記録を作成し、5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとします。</p> <p>① 上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析</p> | <p>・「上場適格性調査部門」とは、上場適格性調査業務を行う部門をいいます。</p> <p>・「上場営業推進部門」とは、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務を行う部門をいいます。</p> <p>・「上場指導部門」とは、新規上場申請者に対する指導業務を行う部門をいいます。</p> <p>・独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されているかどうかは、原則として、幹事会員からの申請を受け、本所が必要と認めて行う考査等を通じて判断します。</p> <p>・幹事会員は、上場適格性調査項目を調査するための手順に関する社内マニュアルを定めるものとします。</p> <p>・「社内規則」及び「社内マニュアル」については、適宜その内容を充実させるものとします。</p> <p>・「社内規則」については、本所へ提出するものとします。</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------------|--|-----|
| (4) 社内検査の実施 | <p>並びに評価の内容に係る記録</p> <p>② 上場適格性調査結果の形成過程に係る記録</p> <p>幹事会員は、上記の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとします。</p> | |
| 2. 自己売買に係る売買管理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員は、自己売買について、当該会員の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備するものとします。 | |
| Ⅲ. 実施時期 | 平成21年6月上旬を目途に実施します。 | |

以 上